

令和7年度

福島県立医科大学学生寮機械設備保守点検業務

条件付一般競争入札

入札説明書

令和7年3月

公立大学法人福島県立医科大学

教育研修支援課 学生総務係

入札説明書

福島県立医科大学が発注する「福島県立医科大学学生寮機械設備保守点検業務」に係る条件付一般競争入札については、入札公告に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 発注者

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
福島県立医科大学学生寮機械設備保守点検業務 一式
- (2) 仕様等
入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所
学生寮（福島県福島市渡利字大久保60番地1）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 以下の何れかに該当する者であること。
 - ① 福島県の庁舎維持管理業務（機械設備保全管理）の入札参加資格者であること。
 - ② 機械設備の保守に関する必要な教育訓練を終了した技術優秀な者がいること。
- (3) 県内に本店、支店、営業所等があること。
- (4) 機械設備保守点検業務に関する受託実績があること。
- (5) 本件業務を履行するにあたり、管工事施工管理の1級又は2級の技術検定に合格した者を当該業務に従事する者として1名以上配置できること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（別記1）
- (7) 当該委託業務を誠実かつ確実に履行できる者であること。
- (8) 業務責任者は正社員であり、保守に必要な資格を有すること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類を添付し、下記5の(1)の場所に提出し、必要な資格の確認を受けること。

- (1) 法人にあつては商業登記簿謄本又はその写し
- (2) 印鑑証明書原本又はその写し
- (3) 身分証明書（個人企業の代表者に限る。契約を締結する能力を有しない者並びに破

産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明)

- (4) 法人にあつては令和7年1月1日現在における直前2年分の決算に係る貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書、個人事業主にあつては令和7年1月1日現在における直前2年分の青色申告書の写し
- (5) 令和7年1月1日現在の直前1年間における納税証明書又はその写し
(法人にあつては法人税及び法人事業税、個人にあつては所得税及び個人事業税)
- (6) 上記3の(2)に基づく資格を有することを証明する書類(許可証の写し等)
- (7) 業務実績証明書(様式2) ※現在、当法人の業務を受託している場合は除く。
- (8) 本業務を履行するに当たつての組織体制を明らかにした書類(様式7)
- (9) 本業務を履行するに当たつて、予定する作業従事者の住所、氏名、年齢、性別、申請日現在の勤務場所及び業務の経験年数を記載した名簿(様式8)
- (10) 業務責任者については、その者が社員であることの証明書類(健康保険及び厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等)及び責任者の要件を備えていることの証明書類
なお、業務責任者について、落札した場合に令和7年4月1日より本業務に従事させる旨の確約書(社名、代表者を記載し押印したもの:様式任意)
また、業務責任者及び副業務責任者については、真にやむを得ないと発注者が認める場合以外には、落札後の変更は認めない。
- (11) 親子会社等に関する調書(様式9)

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号960-1295 福島県福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学 教育研修支援課 学生総務係
電話 024-547-1972 FAX 024-547-1984
E-mail gakuseik@fmu.ac.jp
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和7年3月26日(水) 午前10時00分
福島県立医科大学 大学院講義室(教育研修支援課向かい)

6 入札書

- (1) 入札は、入札書(様式4)の提出により行う。
なお、郵便、その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札書は、封書に入れて密封し、かつ次の事項を記載すること。
ア 氏名(法人にあつては、商号又は名称)
イ [3月26日入札 福島県立医科大学学生寮機械設備保守点検業務一式の入札書
在中]
- (3) 入札書には、別封として次の書類を添付しなければならない。
委任状(様式5)・・・・・・・・・・・・・・・・・・代理人出席の場合
- (4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。
- (3) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第9条各号（別記2）に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。（※入札保証金納付免除申請書（様式3）を提出すること。）
- (4) 入札保証金の納付・免除は入札前までに行い、還付については後日通知する。

8 入札方法及び開札等

- (1) 入札は、上記5の(2)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 入札者で入札保証金を納付した者は、その領収書を提出すること。
- (3) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書（様式6）により関係職員に説明を求めることができる。

（受付期限：令和7年3月14日午後5時 回答予定日：令和7年3月19日）

- (2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けな

なければならない。

- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、または不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金または有価証券を納付または提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札または後発の入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札

- (11) その他、入札に関する条件または福島県立医科大学において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、または再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約に移行する場合がある。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。
- (3) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項各号（別記3）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

14 契約書の作成

- (1) 委託契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、履行期間の初日までに取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取消すことがある。

16 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17 契約条項

契約書（案）による。

18 その他

- (1) 一旦受領した書類は返却しない。
- (2) 書類の作成等に要した費用は、すべて入札者の負担とする。
- (3) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。
- (4) 消費税率の改正により消費税額を含む契約金額が変更になる場合は、変更契約を行う。

別記 1

資本関係又は人的関係に関する事項

入札に参加しようとする者に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、公正な入札の確保に反するものではないことに留意すること。

1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

- (1) 親会社と子会社の関係にある場合（資本比率が50%を超える場合）。
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

- (1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- (2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1 または 2 と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

別記 2

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（入札保証金の免除）

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- 二 第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるものであるとき。

別記3

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（契約保証金）

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の五以上（工事等の請負契約にあつては百分の十以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|--------------------|------------|
| 一 福島県債証券 | 額面全額 |
| 二 国債証券 | 額面全額の10分の8 |
| 三 地方債証券（福島県債証券を除く） | 額面全額の10分の8 |
| 四 理事長が确实であると認める社債権 | 時価の10分の8 |